

別紙 1

令和 7 年度「ふくおか水もり自慢！」運営業務委託企画提案に係る事業概要

1. 目的

近年、河川周辺住民をはじめ県民の水環境に対する関心が高まっている。県内の多くの河川でも、各種団体による地域に根ざした活動が活発となり、さらには学校教育の舞台としても河川が利用されている。これまで「ふくおか水もり自慢！」を計 21 回開催することで、河川や流域を越えた団体間の交流が進んできたが、今後、交流がさらに活発になり、各種団体が取り組みに対する課題や解決法などの情報をより多く有することが重要である。

このため、今年度も行政や各河川・流域を越えた他団体と交流し、その活動状況や手法から課題解決の糸口を見つけ、今後の活動の糧となるような場となることを目的に、県内の各河川・流域で活動している団体等を一堂に集め、活動報告や意見交換を行うワークショップ（以下、「ふくおか水もり自慢！」という。）を開催する。

2. 開催概要

令和 7 年度「ふくおか水もり自慢！」の開催概要は以下のとおりとする。

- ① 開催日：令和 7 年 11 月～令和 8 年 1 月の日曜日のいずれか 1 日 予定
- ② 場 所：筑後地区 予定
- ③ 内 容：

「水・森（例：山林、川、ため池、水田、水路、海、干潟等）」や「環境教育」に関わる活動を行っている団体（市民団体、NPO 法人、国、地方自治体等）との意見交換・活動報告を行う。

3. 業務委託の実施期間

実施する業務内容を勘定の上、双方の協議により決定する。

なお、契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 27 日を超えないものとする。

4. 業務の内容

イ) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は必要に応じて行うものとするが、業務着手前、中間、最終とりまとめの 3 回以上実施する。

ロ) 活動状況調査

県内において、本業務の目的に沿って活動を行っている団体（以下、ボランティア団体）等の調査を実施する。

ハ) 「ふくおか水もり自慢！」の運営

運営するにあたり、事務局として下記のとおり実施する。

別紙 1

① 実行委員の選定

福岡県内の福岡、北九州、筑豊、筑後 4 ブロックから、それぞれ住民参加のワークショップに造詣の深い学識経験者、ボランティア団体・NPO の代表、行政（国、県、市町村）を選出する。

② 実行委員会の開催

実行委員会の活動は、「ふくおか水もり自慢！」の企画、県内のボランティア団体等への周知、参加団体の募集、コメンテーターの選出、会場（200 人程度が一堂に会することのできる会場）の確保、当日の「ふくおか水もり自慢！」の進行及び運営とし、それらに必要な調整を事務局が行う。また、対象とする団体は、特定の地域に偏らないで県内全域にわたるよう配慮すること。

なお、実行委員会は、「ふくおか水もり自慢！」の開催に必要な回数実施する。

③ 広報活動

広く県民に情報を発信するため、チラシや HP 等により広報（マスコミ等を含む）に努めるものとする。

④ 参加団体の募集

「ふくおか水もり自慢！」への参加団体の募集を行うため、応募要項の作成、応募団体の受付、発表資料のとりまとめ、当日配布冊子の作成を行う。

⑤ その他

「ふくおか水もり自慢！」の運営には、スタッフとして学生に参加、協力してもらうものとする。また、上記項目以外で必要ある作業を行うものとする。

また、開催準備（前日）及び当日、参加者、スタッフが怪我をした場合に備えて、傷害保険に加入すること。

二）報告書作成

「ふくおか水もり自慢！」について、活動報告書を作成する（実行委員会の活動を含む）。
なお、事業に要した経費については、領収書や収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にすること。また、併せて開催状況の報告書（概要版）を作成し、関係団体に送付する。

ホ）成果品

A 4 版で 1 部と、電子データ（CD-R）1 部の提出を行うものとする。

5. その他

委託業務の実施に関する個人情報の取り扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

疑義が生じた場合は、担当者と協議を行うものとする。

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
 - 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

（指示及び報告）

第 16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（取扱記録の作成）

第 17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

（運搬）

第 18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第 19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 11 から第 14 まで及び第 19 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。